

平成 24 年 11 月 21 日 (水)

ゆとりとみどり振興局企画部人事・勤務条件担当課長代理以下、市職ゆとりとみどり振興局支部書記長との予備交渉及び事務折衝

(局)

- ・天王寺動植物公園事務所の 11 月分の時間外労働における限度時間の変更について協議願いたい。
- ・変更する職員は、管理担当の 3 名である。
- ・変更する時間外労働については、1 月の時間外労働の変更として、1 月 30 時間を 1 月 50 時間へ変更願いたい。
- ・10 月末を目途として天王寺動植物公園経営計画の策定に取り組み、10 月末から 11 月上旬にかけてその概要を特別職、関係部局、府市統合本部の特別顧問等へ説明を行ってきた。その中で、商業的見地での調査分析を行ったうえで、経営計画を策定すべきとの指摘がなされた。
- ・指摘を受け、局内や関係部局と協議を行い、新たな調査業務委託を実施することとなり、予算確保、調査内容整理、公募手続き業務を行う必要が生じるものである。
- ・また、算定業務を進めてきた平成 25 年度予算要求内容についても、調査業務委託の結果を受けて策定する経営計画に影響のない部分のみを内容とする予算要求とする必要が生じたため、改めて予算要求資料を作成する必要が生じるものである。

(支部)

- ・新たな調査業務委託が想定できず、これに伴う業務により 30 時間を超過せざるを得ないということに理解する。
- ・今後、調査業務の取りまとめや調査業務の結果を受けた経営計画の策定が予見されるため、所属全体で業務を割り振るなど、年度末に時間外労働の変更が生じることをないように対策を講じられたい。